

春日井市下水道使用料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市下水道条例施行規程（平成28年春日井市上下水道事業管理規程第1号。以下「施行規程」という。）第26条の2の規定による下水道使用料の減免等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「使用実績汚水量」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 前年同時期の汚水量
- (2) 前号によることができないときは、水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）が汚水量が不明であると認められた月の前4月間の平均汚水量
- (3) 前2号のいずれかによることができないときは、市長が定める通常使用されると推定される汚水量

(使用料の減免)

第3条 施行規程第26条の2第1号の市長が必要と認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、下水道使用料の減免をするものとする。

- (1) 水道メーターの取付け不良又は水道メーターユニオン部不良による漏水のとき。
- (2) 給水装置のうち、地中に埋没した部分、建物の壁中若しくは床下及びそれに類する部分の破損、腐食等による漏水のとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、使用者に全額負担させることが不相当と認められたとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、減免を行わない。

- (1) 春日井市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年春日井市水道事業管理規程第6号）に規定する指定給水装置工事事業者以外の者の工事による場合。ただし、やむを得ない場合について、市長の検査を受けたと

きを除く。

(2) 所有者又は使用者が漏水の事実を知りながら放置していた場合。

(3) 給水装置の十分な管理を怠ったため又は故意と認められる場合。

3 第1項の規定により減免される下水道使用料は、水道メーターの点検によって算定された汚水量から計算される金額と、使用実績汚水量から計算された金額との差額とする。

4 第1項の下水道使用料の減免の期間は、4月を限度とする。

(使用料減免の申請)

第4条 施行規程第26条の2第1号の規定により下水道使用料の減免を受けようとする者は、水道料金等軽減申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、審査し、速やかにその適否を決定しなければならない。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。